ふるさと納税制度を活用した伯耆町の取組のご案内

ふるさと納税で伯耆町のまちづくりに参加していただける方（ご親戚やお知り合いの方々）にこの取組をご紹介ください

【「ふるさと納税」とは、ふるさとへ送る寄附金です】

「ゆかりのあるまち、がんばっているまちを応援したい」、「ふるさとに貢献したい」など、ふるさとを離れて生活している皆さんが、自治体へ「寄附金」の形で応援していただくと、住民税や所得税が軽減される制度です。

「伯耆町 豊かなふるさと創造」
～ふるさと納税による まちづくり～

「伯耆町豊かなふるさと創造」とは、ふるさと納税制度を活用して、伯耆町を応援していただける方と住民の皆さんと行政とが一体となって「ふるさと伯耆町」を元気にしようとするものです。

伯耆町は、現在、地方分権・少子高齢化などの問題を抱えていますが、いつまでも皆さんの「ふるさと伯耆町」であり続けるため、まちづくり、地域産業の振興、福祉の確保、ひとづくり、環境の保全などの取組みをおこないます。

ぜひ、ご親戚やお知り合いの方々に寄附を通じて、伯耆町のまちづくりに参加していただけるようこの取組みをご紹介ください。

寄附金の使い道

皆さんからお寄せ頂きました寄附については、ご厚意にお応えするために、『伯耆町豊かなふるさと創造』の6つの目的ごとの各事業に、貴重な財源として活用させていただきます。

『伯耆町豊かなふるさと創造』

目的：まちづくりの促進
協働のまちづくりプロジェクトを推進して、魅力ある町、住み続けたい町をめざします

目的：地域産業の振興
特産品のブランド化、本気で頑張る産業支援事業、産業ネットワーク形成などの取組みを行います

目的：福祉の確保
介護予防事業の充実、健康相談、子育て支援の基盤整備などの取組みを行います

目的：地域交通の確保
スクールバス・デマンドバスなどを行い、交通弱者への移動手段の確保を図ります

目的：ひとづくり
将来のまちづくりについて考え、課題解決に取り組む人材の育成に取組みます

目的：環境の保全
大山、日野川などの自然環境保全
住みやすい生活環境づくりを行います

■「ふるさと納税」寄附の流れ

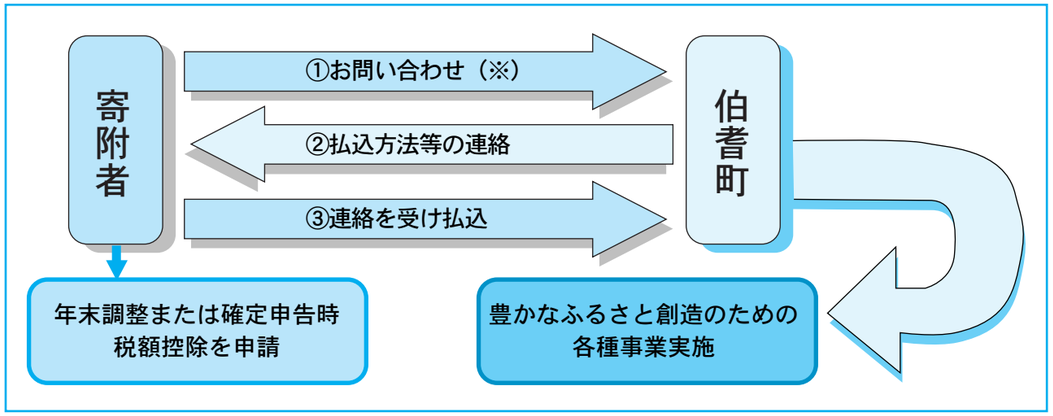

（※）伯耆町役場総務課へご連絡ください

■「ふるさと納税」寄附と税務申告の流れ

地方公共団体への寄附は、税法により優遇税制を受けることができます
（平成20年中に寄附をした場合）

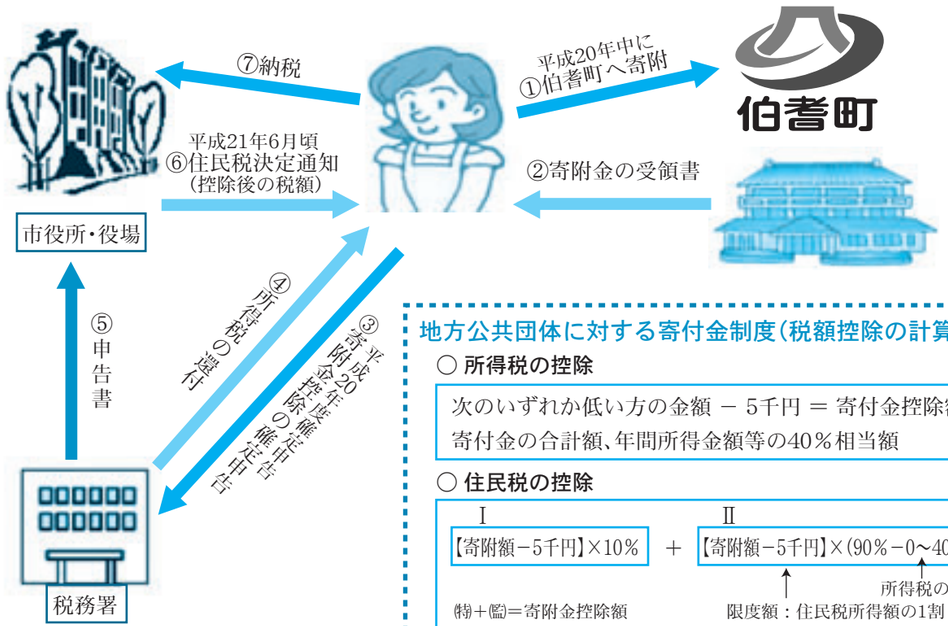

地方公共団体に対する寄付金制度（税額控除の計算方法）

○ 所得税の控除

次のいずれか低い方の金額 － 5千円 ＝ 寄付金控除額
寄付金の合計額、年間所得金額等の40％相当額

○ 住民税の控除

Ⅰ【寄附額－5千円】×10％ ＋ Ⅱ【寄附額－5千円】×（90％－0～40％）

所得税の税率

(特)＋(臨)＝寄附金控除額　　限度額：住民税所得額の1割

控除対象限度額：総所得額の30％
（地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金額との合計額）

詳しくは伯耆町ホームページ
http://www.houki-town.jp/public/hfurusato/をご覧ください

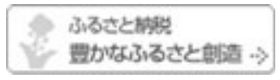

【問合せ先】総務課　☎68－3111